

# 農民工と

# 農民工政策の変遷

嚴 善平

## はじめに

二〇〇六年三月に、國務院は「農民工問題の解決に関する若干の意見」という一万字余り、四〇条からなる通達（以下では、「農民工問題四〇条」と略す）を各省・自治区・直轄市、中央の各省庁・直屬機関宛に出した。ほぼ同じ時期に、この通達の背景材料として編集された『中国農民工調査報告』という四三万字の報告書が國務院研究室より上梓された〔國務院研究室課題組 二〇〇六〕。

農民工とは誰のことか。どういうところに問題があるのか。この二点について「農民工問題四〇条」では以下のよう記述している。すなわち、農民工とは（農業）戸籍を

農村に残しながら、主に非農業に従事する者を指している。農閑期に外出して出稼ぎをするものの、農繁期になると農業もやる、流動性の高い者もいれば、長年都市部で働き、産業労働者の重要な構成部分をなす者もいる。都市部の農民出稼ぎ労働者だけでなく、農村部の郷鎮企業で仕事を兼業または専業の労働者も農民工に含められたことは、政府の公式文書としてこれが初めてである。

また、農民工にまつわる主な問題として、給与が安すぎる上、支払いの遅延が多いこと、安全性を欠く就業環境下で長時間労働を強いられること、社会保障が不足し職業病や労災事故が多発していること、職業訓練、子女の就学、居住などの生活環境にも多くの困難が存在し経済・政治・文化にかかわる権益が十分保障されずにいることが列挙さ

れた。

國務院研究室課題組「二〇〇六・六三」によれば、二〇〇四年に、三か月以上外出して都市・沿海部に出稼ぎに行っている農民工は一・二八億人、郷鎮企業で働く農民工は一・三六億人に上る。重複した部分（つまり、沿海部の郷鎮企業で働く農民出稼ぎ労働者）を除くと約二億人の農民工がいると推定される。

「農民工問題四〇条」では、農民工はわが国の改革開放と工業化、都市化の過程で現れた新型の労働者であり、都市の繁栄、農村の発展および国家の近代化建設に重大な貢献をしていると、農民工の果たす役割を積極的に評価する一方、現存する多くの問題は少なからぬ社会的矛盾やトラブルを引き起こしており、それらをきちんと解決することは社会的公平と正義を護り、社会の調和と安定を保たせる上で必要不可欠であると、農民工問題の危険性も認め、問題解決の意義が強調された。

「農民工問題四〇条」を制定する狙いは、都市農村間のアンバランスの発展を是正し、農民工の合法的な權益を保障し、農民工の就業環境を改善し、秩序ある合理的な農村余剰労働力の移動を誘導し、全面的な小康社会の建設プロセスを推し進めるところにあるとされる。それを実現するための基本原則がいくつか示されたが、重要なものは農民工を都市民と同じように扱い、両者が平等の待遇と權益

を享受することであると明記される。具体的には、移住、職業選択、就労条件、医療・年金・労災・失業などの社会保障、住居、子女の学校教育、職業訓練などで、農民工が非農業戸籍の都市民と同じ權利を享受できるように戸籍制度を含め様々な制度改革を深めていくと力説される。

社会の「弱勢群体」とされる農民工に対してここまで踏み込んだ國務院通達の内容は高く評価されてよい。前近代的な戸籍制度に基づいて農民、農村が差別的に扱われ、都市と農村、または都市内部の都市民と農民による二重構造を打ち破ろうとする胡锦涛・温家宝政権の強い決意が伺えるからである。裏を返していえば、それ以前の中国では農民工がひどく抑圧され、差別されていたということもできる。

本稿では、上述した農民工政策の大転換を踏まえ、農民工という決して小さくない集団の基本状況を考察し、高度成長が遂げられる一方、それを底辺で支える農民工が制度的に差別されている実態を究明する。あわせて、農民工政策の変遷を分析する。ただし、本稿の分析対象は故郷を離れて他地域で暮らす農民出稼ぎ労働者に限定する。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、国家統計局など政府機関の行った全国調査の集計結果を利用して農民工という集団の全体像を描く。それに先立って、各調査の概要を簡単に整理する。次に、様々な法規、政府通達を調

べ、農民工に関する政策の転換プロセス、政策転換の背景を考察する。最後に現代中国に存在する農民工問題の本質を指摘してむすびとする。

むろん、農民工に関する優れた先行研究は参考文献にあるようにたくさんある。大規模な調査結果に基づいた学術研究書もあれば「例えば、杜・白編一九九八、趙一九九八、張・周編一九九九、李主編二〇〇三、李・佐藤編二〇〇四、嚴二〇〇五a、蔡・白編二〇〇六」、ジャーナリストの鋭い目で捉えられた農民工問題のレポートも多い「例えば、葛・屈一九九三、鄭一九九三、余・胡一九九八、王二〇〇五、李・李二〇〇六」。本稿では先行研究をフォローしつつ、最近の調査資料などを活用して、農民工問題の最新動向を把握するよう努力する。

## 一 農民工の全体像

中国では、戸籍登記条例に基づく人口の転出または転入の記録は計画経済の時代から公安機関で行われてきている。ところが、改革開放の深化に伴い戸籍の転出入をせざるに、農村から都市に移動して暮らす、いわゆる農民工は一九八〇年代末急増し始めた。農民工に対する政府や世論の態度は、後述するように、移動への規制（一九九〇年代初めまで）↓秩序ある移動の誘導（九三年以降の約一〇年間）

↓移動促進、農民工の権利保障で都市・農村労働市場の統一化（胡・温新体制が発足した二〇〇三年以降）と大きく変わった。それと並行して、農民工の実態を把握するために様々の調査も実施された。

この節では、国家統計局、農業部、労働社会保障部などで行った主な農民工調査の概要を整理し、各調査の集計結果を比較しながら、農民工の全体像を描く。

### （一）流動人口・農民工に関する主な政府調査

#### （1）人口センサス・一％人口抽出調査

新中国成立後の三〇余年間に全人口を対象とするセンサスが三回実施された（一九五三年、六四年、八二年）が、人口の地域間移動に関する調査項目は採用されなかった。日本の国勢調査などと同じように、一定の期間内で居住地を換えた人々の実態を記録するのは一九八七年の一％人口抽出調査以降のことである。

一九八七年調査では人口移動に関する項目が盛り込まれた。それで、調査時までの五年間に常住地が変わった人（期間移動人口）、戸籍登録地から半年以上離れて他地域に住む「暫住移動人口」の姿がわかるようになった。こうした移動人口の実態に関する全国調査は、一九九〇年と二〇〇〇人口センサス、九五年と〇五年一％人口抽出調査でも制度化されている。この系列の調査結果から流動人口全

体、農業戸籍人口、就業目的の流動人口などが把握される。ただし、五年間隔の調査であるため毎年の変動が捉えられないこと、定義により一定の期間を超えない移動者がカバーされないこと、戸籍の転出入があつた移動者が暫住移動人口の対象にはならないこと等の欠点も指摘される〔敵二〇〇五a〕。

## (2) 国家統計局農村調査隊の農家調査

同調査では全国六・八万農家世帯を対象に記帳調査が行われるが、一九九七年から二〇〇〇年までの四年間に労働社会保障部の依頼があり（と思われる）、農家労働力の移動状況に関する調査項目が農家調査票に付け加えられた。

同調査の集計結果および簡単な解説文は「農村労働力の利用および移動状況」という形で公開されている（労働社会保障部HP）。それを利用した研究論文は日本語でも出ている〔丸川二〇〇二、敵二〇〇二〕。しかし、非常に貴重な調査資料にもかかわらず、その個票を用いたより高度な分析の成果が普及の限りではない。なお、この調査では、「農村移転労働力」は郷鎮内の非農業に従事して、または出稼ぎ目的で郷鎮外へ移動して六か月以上経過した者と定義される。

この調査がきっかけとなつて、二〇〇一年以降、国家統計局の農家調査では農村労働力の利用と流動状況に関する調査が制度化されている。残念ながら、同調査の集計結果

は国家統計局発行の農家調査資料集に掲載されておらず、『中国統計年鑑』にもない。外出した労働力の総数や移動者の空間分布、産業別就業構造、教育、年齢などに関する基礎データを含む簡単な調査報告は定期的に公表されるだけである。不満は多いが、この調査の集計結果は農民工の全体像を把握する上でもっとも優れたものとして高く評価されてよい。なお、この調査で定義される外出労働力とは、戸籍所在地の郷鎮から外出して一か月以上の出稼ぎ労働者を指し、調査時に就業している者としていない者の両方が含まれる。前述の一九九七年から二〇〇〇年までの調査で定義されたものと異なることを注意されたい。

## (3) 農業部農村固定観察点の農家調査

この調査は一九八六年から始まったものであり、一部の年次が欠落したものの、同類調査の中でもっとも長い歴史を持つ。調査対象の農家世帯数はおよそ二万戸、三〇〇余りの村と規模が比較的小さい。しかし、国家統計局の家計調査で収支、生活などに重点が置かれるのと対照的に、固定観察点調査では農家の経営、労働力の利用などに関して多くの項目が設定されている。ただし、統計局の家計調査と何点かで異なっている。外出労働力は郷鎮から出稼ぎに行つて三か月以上経過した者とされ、行き先、外出者の属性などに関する情報も少ない。調査結果の公表は必ずしも定期的でなく、一般にはそれを利用する頻度は低いように

思われる。<sup>(5)</sup>

#### (4) 労働社会保障部の農村労働力就業調査

中国の労働行政は旧来、主として都市部の企業などの就業、賃金などに関する業務を担当し、農村部の就業政策や農民工の移動・就業・福祉に関してはノータッチであった。ところが、農村労働力の地域間移動が政策的に認められるようになった一九九〇年代中頃に入ってから、労働社会保障部は農民工の就業実態や農村労働力の就業促進に関する調査を行うようになった。

最初の農家調査は一九九五年一月に英・オックスフォード大学と共同して行われた四〇〇〇農家世帯の就業調査であった。集計資料の冊子があり、それを基にした研究報告書も公刊されている「張・周編 一九九九」。その後、国家统计局の協力を得て農家労働力の利用調査が四年間行われた（一九九七年～二〇〇〇年。前述）。それと並行して労働社会保障部独自の農村労働力の移動状況に関する調査システムが整備された。つまり、全国各地から代表的な一〇地点（主要な労働力の移出地五八、移入地三四、中継地一四、ただ、六つの中継地が移入地と重なる）が選ばれ、そこにおける労働力の移動、就業などに関する調査が定期的に行われ、集計結果は四半期ごとに詳しく公表された。ところが、なぜかこの調査も二〇〇二年までの三年間で終わってしまったようだ。

二〇〇四年から全国の主要都市で労働力の需給状況に関する調査システムが新たに作動し、農民工を含む都市労働市場における求人、求職情報がより詳細に統計、公表されるようになっていた。推測だが、労働行政では農村労働力の移動状況などに関する調査は農村から都市へとその重点を移したようだ。

#### (二) 農民工の諸相

国務院研究室課題組「二〇〇六」によれば、二〇〇四年の中国では、製造業、建設業および第三次産業で働く農民工はそれぞれの六八％、八〇％、五二％を占めるといふ。沿海部の様々な企業の生産ライン、ビルや道路の工事現場、レストラン、商店などで見かける若者の大半は農民工集団の構成メンバーなのである。農民工の総数ははいったいどれくらいなのか、彼らはどのような属性を持ち、いかなる形で地域間を移動しているのか。

##### (1) 農民工の規模

人口センサスなどに基づく推計によれば、中国の総人口は二〇〇四年に一三億人に達し、その四一％に当たる五億四〇〇〇万人が都市部に住んでいるとされる。しかし、公安行政で行われる戸籍統計では、同年の都市人口は三億六〇〇〇万人となっている。二つの統計に一億八〇〇〇万人の開きがある。人口センサスが現住地を、公安行政の人口

表1 暫住移動人口の推移

単位：万人、%

	総人数	対前期比
1995年1%人口調査	6,017	
2000年人口センサス	14,439	140.0
2005年1%人口調査	14,735	2.1

注：暫住移動人口とは戸籍登録地から半年以上離れて他地域に居住している者と定義される。移動後、現住地の戸籍を取得している者は含まれない。

統計が戸籍登録地を、原則としてしていることから、両者の開きは主に農村に戸籍を残したまま都市部に移り住んでいる農民工およびその家族の総数だと考えられる。

表1に示された人口センサスまたは1%人口抽出調査の集計結果と較べて、こうした推測は妥当なものといえる。理由はこうである。二〇〇〇年上海市流動人口調査によれば、戸籍登録地から離れて半年未満の者は総流動人口の二一%を占める「厳一〇〇五b」。全国もほぼ同じ状況だとすれば、およそ三六〇〇万人の流動人口が実際都市部に住んでいるながら、センサスなどではそれが捉えられていないということになる。

もちろん、都市部の非農業人口も地域間で移動しているし、就労していない子供も中に含まれるので、一億八〇〇〇万人という数字は農民工の規模を示すものとして大まかすぎる。そこで、より専門的な全国調査の資料を吟味する

必要がある。

図1は農業部固定観察点農家調査を基に作成されたものである。同図の脚注にあるように、この調査の対象となるものは村外の企業などで三か月以上働いたものとされる。したがって、郷鎮内村外の者も含まれる。この点は後に述べる国家統計局などの調査と異なっている。

同図より、農村から外出した農民工の規模が非連続的に拡大していったという特徴が見て取れよう。具体的にいうと、一九八〇年代、一九九〇年代と二〇〇〇年代の三つの期間において、年末農村労働力数に占める外出農民工の割合はそれぞれ六く七%、一く一四%、一く二一%と階段を昇るような形で上昇したものの、各期間内では同割合が比較的安定した。

また、外出農民工の割合と農村就業者数を用いて外出農民工の総数が推計される。こちらも非連続的な増加傾向を見せた。八〇年代、九〇年代、二〇〇〇年代における外出農民工はそれぞれ三〇〇〇万人、六〇〇〇万人前後、一億程度と推計される。農家労働力がなぜこうした外出行動をとったかについては、次節の農民工政策の転換過程で詳しく述べる。

固定観察点農家調査が約二万農家世帯を対象としているので、それに基づく推計結果を規模のより大きい国家統計局農家調査（約七万農家世帯）の結果と比較して、外出農

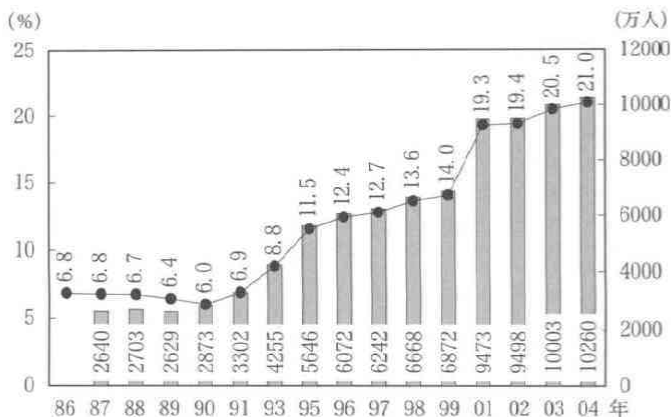


図1 外出農民工の割合と総数

- 注：1) 外出労働力とは、主に村外の企業などで働く農家労働力。  
 2) 外出の期間は3か月以上と定義される。  
 3) 外出労働力の総数は郷村就業者数に基づく推計値である。

出所：農村固定観察点弁公室編【2001】、『中国統計年鑑』等より作成。

民工の規模などを確かめたい。表2はそれである（ただ、郷鎮以外へ一か月以上出稼ぎに行っている者）。

表2によると、二〇〇二年から〇五年にかけて、外出した農民工の総数は一億四七〇万人から一億二五七八万人へと二〇〇〇万人余り増えた。農村労働力に占める割合は二一・七%から二五・〇%に上昇した。いずれも農業部固定観察点の調査結果を上回った。ところが、両者で定義した外出期間の違いを考えると、一〇〇〇万人余り、二%ポイントの開きがあってもあながち間違いとはいえないと思われる。むしろ、当然の結果というべきである。

二〇〇〇年人口センサスと〇五年一%人口抽出調査で把握された「暫住移動人口」（表1）をみると、この五年間で戸籍登録地から離れて他地域に住んでいる流動人口はわずかに二九六万人増えただけであった。伸び率はただの二・一%で、一九九〇年代後半の一四〇%増と比べものにならない。外出して半年未満の農民工が相対的に増大したのは最大の原因であろう。そうだとすれば、統計の外出期間をいかに定めるかによって、調査でカバーされる農民工の数は大きく変化する可能性があるということになる。

国家統計局農家調査では、ほかに見られない指標もある。挙家離村をした農民工の規模である。表2のように、二〇〇二年には挙家離村の農民工は二三五〇万人に達し、外出農民工全体の二一・七%を占めた。挙家離村の規模は

表2 外出農民工の規模および学歴別構成比

単位：万人、%

		2002	2003	2004	2005
概況	外出農民工数	10,470	11,390	11,823	12,578
	対農村労働力比	21.7	23.2	23.8	25.0
	拳家離村者数	2,350	2,430	2,470	2,652
	対外出農民工比	22.4	21.3	20.9	21.1
学歴別等	小学校以下	22.6	18.6	18.4	16.5
	中学校程度	62.7	66.3	65.5	67.3
	高校程度	14.0	10.8	11.5	10.7
	大専以上	0.7	4.3	4.6	5.5
	専門研修あり	12.5	20.7	28.2	34.4

注：2002年の学歴別構成比は地元の郷鎮企業で働く者および外出農民工の両方を含む「農村移転労働力」のことである。

出所：「国家統計局発表の外出農民工調査報告」（各年）をもとに筆者作成。

その後も拡大し続けるが、対全体比はほぼ二割強で安定している。彼らは戸籍を故郷に残しながら、都市部、沿海部で仕事し暮らしている、実質的な国内移民ではあるが、戸籍制度の転出入が依然厳しく制限されているため、現住地の公民または市民にはなれずにいる<sup>(9)</sup>。それでも、一九八〇年代の「離土不離郷」と比較してみれば、大きな前進があったと評価されよう。国務院研究室課題組「二〇〇六」が指摘するように、二〇〇〇年代に入ってから、農民工現象の深層に三つの大きな転換が発生しつつある。すなわち、農業と非農業の兼業就業から非農業の専業へ、農村・都市間での流動から都市社会への溶解へ、生存目的の出稼ぎから平等の追求へ、である。

ちなみに、出稼ぎに外出するに当たり、専門的な技術研修などを受けたことがあるかという質問に対して、表2にあるような結果が得られた。二〇〇二年から〇四年までの数年間で、専門研修経験者の比率は一割強から三分の一程度にまで上昇したものの、大多数の農民工が学校教育で身につけた汎用的な能力以外に、特別な技能を何一つ持たずに未知の都市世界へ飛び込んでいった様子が浮かび上がる。それでは農民工はよい仕事に就けるはずもないだろう<sup>(9)</sup>。

## (2) 農民工の属性

農民工の属性に関しては、国家統計局農家調査から何点



表3 農民工の平均年齢および年齢階層別構成比

単位：歳、%

	平均年齢	16-20歳	21-25歳	26-30歳	31-40歳	41歳以上
2001	27.8	22.2	26.8	16.1	22.2	12.7
2002	28.3	20.2	26.1	15.9	24.0	13.8
2003	28.2	19.5	27.8	15.6	23.0	14.1
2004	28.6	18.3	27.1	15.9	23.2	15.5

出所：国務院研究室課題組[2006]より作成。元データは国家統計局農家調査。

か旧来言われてきた特徴が改めて確認できる。第一に、男性と女性の割合はほぼ二対一であるが、地域別には産業構造の違いによって男女の構成比が異なる。例えば、組立産業が集積する珠江デルタでは女性の割合は三七・四%と全体的平均を四%ポイント上回った。

第二に、農民工の教育水準は年々高まっている。中卒以上の対全体比は二〇〇五年に八三・五%へと全国農村平均より二〇%ポイント高い。中でも大専以上の学歴を持つ農民工が急増し、〇五年には全体の五・五%を占めるようになった(表2)。

第三に、農民工の平均年齢は、表3にあるように二八歳ぐらいで安定している。年齢階層別に見ると、二〇歳代、

三〇歳代のそれがほとんど変わらず、一〇歳代後半が四%ポイント下がり、四〇歳代以上が三%ポイント上がったことがわかる。このことから以下のことが推測されよう。すなわち、一人っ子政策の影響で中国でも少子化が進み、若年労働力の供給が絶対的に減少し始めている。それに伴う若年労働力の供給減が生じたのであろう。しかし他方では、高度成長のなかで労働需要がますます拡大している。若年労働力の供給減を補う形で四〇歳代以上の供給増がもたらされたのではないかと考えられる。

また、二一歳〜四〇歳の青壮年層の割合がほとんど変わらないことから、「農民工」という社会現象の本質が見えてくる。戸籍の転出入がないため、農民工は「流動人口」として都市部、沿海地域に「暫住」するしかない。労働力としての利用価値があるうちは、滞在することが許されるが、生産ラインのきめ細かな手作業をこなす集中力、あるいは工事現場で必要とされる体力が弱まってしまつと、農民工は役立たない廃品のように放り出されて、そして故郷に帰還せざるを得ないのである。表3はそのような厳然たる事実を物語っているように思われる。

### (3) 農民工の地域間移動

一九九〇年代以降、地域間人口移動の基本構造に関して人口センサスを用いた厳「二〇〇五a」があるが、農民工の空間的分布、つまり、農民工がどこからどこへ移動して

表4 農民工の地域間移動 OD 表 (2004年)

単位：万人、%

	外出の農民工		移入地・構成比			移出地 別 構成比	移入地・総人数		
	総人数	対農村 労働力比	東部へ	中部へ	西部へ		東部へ	中部へ	西部へ
東部から	3,934	19.8	96.6	2.1	0.8	33.3	3,800	83	31
中部から	4,728	27.2	65.2	32.8	1.8	40.0	3,083	1,551	85
西部から	3,161	25.4	41.0	2.9	55.8	26.7	1,296	92	1,764
全 国	11,823	23.8	70.0	14.2	15.6	100.0	8,276	1,679	1,844

注：移入地の構成比は挙家離村を除く、常住世帯を基にしたもので、移入地の総人数は挙家離村の地域分布が常住世帯からの農民工のそれと同じ前提で推計されたものである。

出所：國務院研究室課題組[2006]より作成。元データは国家统计局農家調査。

いるかについては、必ずしも明らかではない。

表4は農民工の地域間移動OD表であり、郷鎮以外へ一か月以上離れた農民工全体の空間分布を表している。同表から農民工の地域間移動に關する主な特徴を挙げる事ができる。まずは東部、中部と西部の間に外出農民工の対農村労働力比がかなり異なっていることである。経済発展が相対的に遅れた中・西部のそれは東部地域より著しく高い。雇用機

会の多い東部では郷鎮以外へわざと出稼ぎに行く必要性が低く、逆に中・西部では地元の雇用機会が少なく、非農業で就業しようとしたら遠くの沿海部、都市部へ外出するしかない、ということができよう。国家统计局の農家調査「國務院研究室課題組二〇〇六」によれば、二〇〇四年に省区の外へ出稼ぎに行っている農民工の対全対比が六〇%を超えた地域は九つを数える(安徽八五%、江西八六%、湖南七三%、湖北七一%、河南六四%、广西七六%、重慶六四%、四川六三%、貴州八〇%)。

次に、中・西部が農民工の移出地、東部が農民工の移入地という構図が存在する。二〇〇四年に農民工全体の三分の一を供給する東部だが、そこで働く者は農民工の七〇%を占める。中西部はちょうど反対の様子を呈した(いずれも非挙家離村の農民工を基に算出)。

第三に、東部地域の農民工のほとんどが同じ東部に留まっているのと対照的に、中部農民工の約三分の二、西部農民工の四割強が東部地域で仕事をしている。当然の結果であろうが、農民工の東部集中が非常に突出していることでは大きな特徴である。また、東部集中であっても一極集中ではない。確かに広東省だけでも農民工の二八・四%が働いているが、浙江、江蘇、山東、上海、福建、北京にもたくさんいるが、農民工が暮らしている(それぞれ八・二%、六・八%、四・七%、四・四%、四・三%、三・八%。二〇〇四

表5 農村移転労働力の規模と移入先別構成比（1999年）

単位：万人、%

		移動者数の 合計	移入先別構成比				
			省都	市級都市	県級都市	建制鎮	農村部
構成比	全体1997	100	12.7	12.1	13.0	15.8	46.4
	全体1998	100	11.0	12.6	14.3	19.6	42.6
	全体1999	100	11.7	13.0	14.2	27.3	33.9
	全体2000	100	13.2	14.5	13.5	24.5	34.2
	省際移動	100	30.0	29.7	16.1	15.0	9.3
	省内移動	100	7.6	9.4	12.7	27.8	42.5
総人数	全体1997	8,313	1,054	1,008	1,081	1,316	3,854
	全体1998	9,547	1,049	1,200	1,361	1,872	4,064
	全体1999	10,107	1,178	1,311	1,431	2,761	3,425
	全体2000	11,340	1,497	1,648	1,535	2,783	3,877
	省際移動	2,853	856	846	458	427	266
	省内移動	8,487	641	802	1,078	2,356	3,610

注：「農村移転労働力」は、郷内の非農業産業に勤めて6か月以上、または就業目的で郷外へ6か月以上流出した労働力と定義される。婚姻、就学などで離村した者は含まない。  
出所：労働社会保障部 HP などより作成。

年）「国務院研究室課題組二〇〇六・一〇一」。  
また、農民工がどのような場所で働いているかに関して興味深い調査結果がある。表5、表6は同じ国家統計局農家調査システムを利用しての調査結果ではあるが、調査目的の相違により移動労働力の定義が微妙に異なっている。表5は非農業に従事している郷鎮内および郷鎮外の「農村移転労働力」であり、期間が六か月以上のものに限定されるのに対して、表6は郷鎮以外へ、一か月以上離れた出稼ぎ労働者の状況を表すものである。

定義が異なるため、移動者総数を前述したものと比較できないが、農民工の働く場所の分布については以下のようなイメージが描かれよう。つまり、省（区市）都、市級都市および県級都市における農民工の対全体比はわずかな変化が見られるものの、かなり安定している。一九九七年から二〇〇〇年までの四年間に、三者の小計は三八〇・四一％であった。それと対照的に、農村部、建制鎮の割合はそれぞれ一〇％ポイントの低下、上昇であった。この間に郷が鎮に変更されたケースが多くあったことも影響したと考えられるが、大都市の農民工を受け入れる余力が次第に低下したことも指摘されよう。実際、人口センサスからも似通った現象が確認されている「厳二〇〇五a」。

「農村移転労働力」の約二五％は省（区市）の間で移動したが、この部分の滞在先を省（区市）内で移動した者の

表6 農民工の移入先別構成比の変化

単位：万人、%

	農民工総数	直轄市	省都	市級都市	県級都市	建制鎮	その他	合計
2001	n.a.	8.2	21.8	27.2	21.0	13.0	8.7	99.9
2002	10,470	8.4	21.2	27.2	21.1	12.9	9.2	100.0
2003	11,390	9.5	19.6	31.8	20.4	11.6	7.1	100.0
2004	11,823	9.6	18.5	34.3	20.5	11.4	5.7	100.0

注：原書には説明はないが、省（区市）際移動人口の移入先別構成比と思われる。  
出所：國務院研究室課題組 [2006:102] より作成。元データは國家統計局農家調査。

それ（一七％）と較べて、市級以上都市の比率が非常に高い（六割程度）ことがわかる。農民工の移動する範囲の違いによって移入先がずいぶん異なつたことは興味深い。

ところが、郷鎮以外への農民工の地域分布（表6）を見ると、やや難解な数字が出てゐる。表6では市級都市が農民工を受け入れる最も重要な移入地となり、しかもその重要性が年を追つて高まりつつある。それに対して、省都は農民工の働く場所としてその役割が幾分低下しているようにも見える。県級都市、建制鎮も同じだ。

同じ國家統計局農家調査システムを利用した調査であるにもかかわらず、定義

の微調整だけでこんな相違が現れたのはどうしてであろうか。実に表5の省際移動の構成をよく見てみると、それが表6の数字とかなり近いことに気づく。だからといって、郷鎮以外へ移出した農民工は省際移動をした者と同じだといふわけにはいかない。表6には郷鎮外県内、および県内省内の部分も含まれてゐるからだ。統計の取り方が變つたことに起因したものなのか、移動期間の定義が變つたためか、についてはよく分からないが、ここではこの事実を指摘するに留めておこう。

## 二 農民工政策の変遷

農民工政策は農民工の移動、就業、社会保障などに関する政策の総称である。農民工は都市部に住み非農業に従事してゐながら、その戸籍つまり身分が「農業」であるために、「非農業」戸籍の都市民と同じように一国民（中國語で国民は「公民」と呼ばれる）の有する当然の権利を享受できない、いわば「二等国民」である。そうでなければ、「公民」と称される人々に適用される様々の法規を活用すればよいのであつて、農民工という集団だけを対象とする特別な政策は不要であろう。本節では、農民工政策の転換プロセスを追いながら、そこに潜む農民工差別の実態を浮き彫りにする。

## (一) 農民工政策の転換プロセス

一九八〇年代の中国では、農村余剰労働力を吸収するために、「離土不離郷、進場不進城」という農村工業化の発展戦略が採られた。農村から都市への大規模な人口移動は極力抑えられようとした。一九九〇年代に入ってから外資の進出に伴って労働力の供給不足が広東省など沿海部を中心に発生すると、秩序ある地域間の労働移動が認められるようになった。「離土離郷」が可能となったものの、挙家離村のような移住は制限された。人口移動政策の基本的なスタンスは「離郷不背井」、すなわち、戸籍の転出入を認めない出稼ぎ型の流動とすることであった。

ところが、胡锦涛の総書記就任（二〇〇二年一〇月、第一六回党大会）、温家宝の総理就任（二〇〇三年三月、第一〇回全人代）に伴い、それまでの農民工政策が大きく転換し始めた。調和的社會の構築をモチーフに農民工に国民待遇を与え、移住、職業選択の自由も段階的に認めようと考えられた。戸籍制度の改革が加速され、挙家離村のような「離郷又背井」の移動パターンが増えつつあった。こうした農民工政策の転換プロセスは、付録にリストアップされた民工または農民工に関する法規や中央官庁の通達からも確認される。この付録から以下の興味深い点が指摘できよう。

まず、地域間で移動する農民出稼ぎ労働者の称呼だが、一九八九年から二〇〇〇年にかけての政府通達（リストの2514）では、それを「民工」と呼んだ。ところが、国务院弁公庁が二〇〇三年一月に出した通達を境に、「農民工」という用語法が定着されるようになった。二〇〇六年三月に国务院「農民工問題の解決に関する若干の意見」が公表されたのに合せて行われた国务院研究室の記者会見では、「農民工」という用語を政府の公式文書で使った主な理由について、かつての政府文書でも使用されたことがあり、社会一般でもこの用語が受け入れられていると説明し、「民工」という言葉の持つ差別の意味合いが否定された。確かにそういうこともできようが、ならば、わざと「農民工」を特別に扱う必要はない。この用語を使わなければならぬということとは一般の公民（都市民）と異なる形で処遇されている農民工が現に存在するからにほかならない。

次に、農民工に対する政府の関心度と基本姿勢には本質的に異なる三つの期間がある。

(1) 一九九〇年前後、「民工」を取り扱う政策文書はわずかに二つしかなく、しかも、民工をネガティブに捉え、その流動をいかに抑制するかが中心な内容であった。背景には「離土不離郷」という政府の基本戦略に挑戦する農民が大勢現れ、旧態依然の都市管理体制がそれに対応しきれなくなつたことがある。

(2) 一九九三年一月の党大会で社会主義市場経済体制を構築するという改革の目標が採択されたのを受けて、秩序ある地域間の労働移動も奨励されるようになった。労働部が一九九四年に「省際労働移動に関する管理規定」を公布したのはその現れである。それ以降二〇〇〇年末までのすべての政府通達で、「有序流動」つまり秩序ある流動が最も重要な政策課題となった（一〇の通達のうち、八つで「有序流動」が表題に使われた）。そこには二つの意識が見え隠れする。一つは民工が秩序を乱しやすい存在であり、それをいかに管理するかが重要だということであり、いま一つは民工が都市部に移動して定住する者ではなく、いつかに故郷に帰還する流動人口なのだということである。もつと分かりやすくいうと、民工は（都市の）社会秩序を壊す危険性があるが、経済発展のためにその力が必要だ、というある種の必要悪的な存在でしかないように思われたのである。

(3) その後の二年間に民工に関する通達はなかったが、二〇〇三年一月以降の三年半の間に二五もの農民工にかかわる法規、通達が公表された。農民工への関心が新政権下で一気に高まったことはそれで理解できる。より注目すべきは農民工政策の内容の大転換である。「有序流動」という用語法は表題から消え去り、農民工へのサービス、貧困者への救済、職業訓練、賃金不払い、子女の学校教育、職

業健康保護、労災保険、法律支援、労働契約など、それまで置き去りにされてきた農民工の基本権利が強く意識され、旧来の政策を全面的に見直すものが目立った。この間の諸制度改革の成果を集大成したのが「はじめに」で述べた二〇〇六年三月の「農民工問題四〇条」である。

## (二) 農民工政策転換の時代背景

### (1) 地道な調査研究と政策転換

中国で農民が二等国民のように様々な差別を受けている事実について、最も体系的に論じたものとして郭・劉「一九九〇」が挙げられる。また、農民工政策の転換を促した内外の研究者の地道な努力も強調されなければならない。「有序流動」政策が打ち出された当時の中国では、地域間での労働移動が「盲流」とみなされ、学者などによる小範囲の調査研究はあるものの、全国規模のものにはほとんどなかった。人口移動という現象をどのように捉えてよいかについても十分な理論武器と分析道具を掌握した人は僅少であった。

そうした中で、農業部農村経済研究センターや国務院発展研究センター農村部を中心に組織された農村労働移動研究チームは、米・フード財団から多額の研究助成金を受けたことを契機に、農民工に対する大規模かつ体系的な実態調査を開始した。その過程で欧米の大学から多くの専門

家が調査、分析に加わった。研究の成果は一九九六年六月に中国農村労働力流動国際シンポジウム（北京）にて報告された。同研究チームはその後も存続し、フォード財団からの援助を受けながら、多面的な調査研究を続けた。第二回の国際シンポジウムは二〇〇一年七月に同じ北京で開催された。

政府系シンクタンクの調査研究ということもあって、研究成果の多くが直ちに政策の立案に生かされたことは当然の成り行きであるが、外国民間財団の資金を活用し、近代経済学や社会学の理論的枠組みと分析道具を意欲的に導入し、さらに、政府系研究機関だから全国範囲での実態調査が容易に実施できる、こうしたパターンの有機的結合は実にいままでの中国で希な出来事であったといえる。

## (2) マスメディアの農民工に対する注目度の変化

ここでは、中国共産党の機関紙『人民日報』で「民工」または「農民工」が言及された記事の年間総数の推移を見ることにする。図2は『人民日報』の検索システムで検索された結果を示すものである。一見してわかるように、民工または農民工にかかわる記事の年間掲載数は一九九五年から二〇〇一年までは一五〇件前後しかなかったが、二〇〇三年からは一気に数倍も増えた。とくに、二〇〇四年に掲載の記事数は一〇〇〇件を突破し、毎日二、三件との計算であった。また、二〇〇一年までは農民工の権利につい

てあまり語られなかったが、〇三年以降は違っている。〇三年、〇四年、〇五年に農民工の権利に関する『人民日報』の記事はそれぞれ一六九件、二九一件、二四九件あり、同期間の農民工関連記事の二〜三割強を占める。内容は農民工に対する賃金不払いや子供の就学が困難だとい

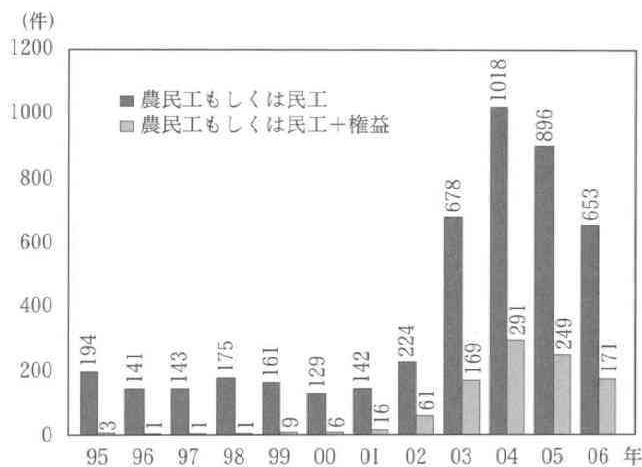


図2 当該用語が含まれる記事の年間掲載件数

注：人民日報検索システムに基づく。2006年は7月までの結果。なお、ごく一部の重複や非該当のものが含まれている。

ようなことであり、農民工の基本的権利が十分保障されていない状況を物語っている。

### (3) 農民工問題への高い関心の背景

近年、農民工に対する社会的関心が高まった背景には二つの事実がある。ひとつは農民工が急増し続け、彼らが「世界の工場」と呼ばれる今日の中国を支えていること、もうひとつは就職、失業、医療、年金など社会保障面における農民工への制度差別が改善されず、それに起因する労働力の供給不足が沿海部で発生していることである。

改革開放から四半世紀以上経ち、農民工の世代交代が始まっている。農村の生活体験すら持たない農民工の子供たち、その多くはまた一人っ子である。親の世代と違い、彼らは極端な低賃金や重労働を嫌い、旧態依然の賃金や福祉では出稼ぎをあきらめる傾向が強い。二〇〇四年五月九日に『新華時報』は珠江デルタ、長江デルタで農民工が不足していることを初めて報じ社会に大きな衝撃を与えた。無制限に供給されると考えられていた安価な労働力が不足に転じるかもしれないと思われたからである。

同年八月に労働社会保障省は農民工の需給に関する実態調査を行ったが、農民工に対する制度差別の深刻化、それに起因する低賃金、低福祉が供給不足を招いた主因であると結論づけた。それを受けて、九月九日に『人民日報』は初めて「民工荒」（農民工の不足現象）を報道した。〇五

年に「民工荒」に関する記事は『人民日報』に三五件も登場し、〇四年の七件を大きく上回った。農民工問題の深刻さが窺える。

「民工荒」問題を緩和、解消するために、農民工を二等国民として扱ってきた諸政策を見直し、就職、社会福祉などにおける差別をなくすべきだという議論が盛んになった。これは農民工政策の大転換を促すこととなったのである。

## むすび

中国は都市と農村による二重社会であり、一九九〇年代以降は都市部のなかにさらに農民工と地元の都市民が構成する新しい二重構造が形成されたといわれる〔李二〇〇四〕。実に農民工にまつわる諸問題はすべてこの二つの二重構造に起因したといっても過言ではない。その意味で、「農民工問題四〇条」は大きな意味をもち、戸籍制度によつて分断された二重社会を打ち破る突破口となるかもしれない。

農民工は体制転換を経験中の中国で起きた特殊な現象であり、計画経済体制の残した後遺症でもある。それを根本的に変えるために、農業、非農業という身分的格の強い戸籍制度をなくす必要がある。陸「二〇〇五」によれば、



戸籍管理を担当する公安部門では、一九八五年頃にも戸籍登記条例に代わる「戸籍法」の原案が作成されている。しかし、利権に絡む一部の部門や大都市ではその法案に強く反対している。結局、半世紀前の戸籍登記条例は今も生き残っていて、農民、そして農民工を二等国民に陥れたままとなったのである。

著名な社会学者陸学芸、歴史学者秦暉らが指摘するよう、農民工問題の本質は農民問題である。それはまた農業戸籍をもつ農民の政治権利が制限されたことと関係する。「陸二〇〇五、秦二〇〇三」。実質的な身分制を形作った「戸籍登記条例」、農民の一票の重みが都市住民の四分の一に制限される「選挙法」を改正し、そこにある農民の差別条項を廃止しない限り、農民工問題の本当の解決はないだろう。

## 注

〈1〉 温家宝総理の指示を受けた国务院研究室の主導下で、農民工とかかわりをもつほとんどすべての中央省庁の調査研究部門や社会科学学院、専門家の総力が結集され、農民工の移動、求職、就業、生活、社会保障、子女の学校教育等などに関する実態調査が進められた。それによって諸問題の実態が浮き彫りになり、問題解決の処方箋も用意され

た。農民工の權益を護り、都市農村の統一労働市場の構築に向けて諸制度の改革を深化させていくという政府のスタンスが明確に示された。

〈2〉 農村からの出稼ぎ労働者は俗に農民工と呼ばれる。似た呼び方に民工もある。ほかに流動人口、暫住人口、外来人口、外労、打工子または打工妹、等等。『現代漢語辞典』によれば、民工は都市部に出稼ぎに来ている農民だという。周知のように、中国では「農民」は農業従事者という職業上の概念ではなく、戸籍登記条例に基づく身分のようなものである。「農民工」の「工」は労働者を意味する中国語の「工人」ワーカーの略称である。つまり、「農民工」は都市部の下層労働市場で働く、農業戸籍を持つ農民出稼ぎ労働者のことなのである。

ところで、民工という言葉自体は長い歴史を持つ。毛沢東の農民革命時代には民兵とともに民工という言葉が使われた。前線部隊のために物資補給、道路工事に従事する農民のことを民工と呼び、戦場などでけがをして障害者となった人や命を失った彼らの遺族に対して、新中国成立後にも政府（民政部）は年金などで手厚い世話をしてきた。民工は名譽のある称呼でもあった。一九八〇年代初期、鉄道や道路の建設、鉱山開発などで労働力を必要とするときに、近くの農村から臨時従業員を募集することがある。こうした臨時従業員のことは普通民工と呼ばれた。しかし、計画経済時代に企業などが近郊農村から採用した臨時工は民工とは呼ばれなかった。

いずれにせよ、当時は民工の絶対数が少なく、民工という用語法には農民を差別するニュアンスがそう強くはないように思われる。ところが、一九九〇年代以降、急増した新型の民工あるいは様々な称呼には差別の色合いが次第に濃厚となり、制度面でも農民工を都市民と異なる形で扱う現象が際立つようになった。都市民やマスメディアは何気なく民工または農民工といった用語を使うが、その対象者である本人たちは必ずしもそれを歓迎していないようだ。

二等国民のように見られているという屈辱感があるという。農民工が都市部などで受けた差別などについて、杜・白編「一九九八」および農業部農村経済研究センターが行った一二万字の農民工インタビュー記録からこのことが良く理解できる「農業部農村経済研究中心一九九九」。

〈3〉 実に農民工だけでなく、農業戸籍の所持者である農民全体は計画経済時期から差別され、移住や職業選択の自由が厳しく制限された「郭・劉一九九〇」。中国では農民が二等国民でしかなく、その状況は今も根本的に変わっていない。

〈4〉 二〇〇一年の調査報告書は見当たらないが、國務院研究室課題組「二〇〇六」で同年の調査結果が利用された（二〇二二頁）ことから、この調査は二〇〇一年以降継続されていると思われる。

〈5〉 日本では同調査の個票の一部を利用した研究書が出版されている。詳しくは辻・松田・浅見「二〇〇五」を参照されたい。

〈6〉 労働社会保障部の公式HPにも同調査結果の公表はその後なくなった。

〈7〉 実際、二〇〇四年に北京市、上海市では農民工およびその家族の総数は全居住人口の三分の一近くを占めるようになり、珠江デルタでは地元住民の数を上回る農民工が働いていることは広く知られている。詳しくは厳「二〇〇五b」を参照されたい。

〈8〉 重慶、寧波、石家荘、鄭州、江蘇などで戸籍制度改革が行われ、一部では農業、非農業の戸籍区分がなくなっている。固定した住所、安定した職業または取入源を持つ者に対して、農村から都市への戸籍の転出入が認められるようになってきている「國務院研究室課題組二〇〇六」。ただし、その場合に同じ行政区域内の戸籍転換に限られていて、内陸農村から沿海都市へのような広域での戸籍移動はほとんどできない。

〈9〉 そもそも都市民と就業競争が生じそうな事態を避けるために、政府は農民工を特別に研修させなかったのかもしれない。一般に忍耐力が強く勤勉な農村出身の若者は都市生まれ都市育ちの若者よりも様々な仕事に従事できるはずであった。

〈10〉 厳「二〇〇二・一五一」では国家统计局農家調査を利用して省際移動農民の移出地・移入地OD表が作成されたが、省内の移動者を含む全移動農民の地域分布に関しては情報が無い。

〈11〉 同期間の鎮数は二万八四〇二から二万九六九二へと

七%増えた。『中国統計年鑑』による。

〔12〕詳しくは葛・屈「一九九三」、蔽「二〇〇五a」を参照されたい。

〔13〕この本は一九八九年の「天安門事件」の直後に出版されたこともあって、発行直後に禁書と指定された。戸籍という壁が人為的に形成され、またその戸籍で都市と農村が分断された、という中国特有の二重社会構造を見事に描き出したことは、社会に大きな衝撃を与えたからである。当時に、周知のことでありながら、これを公然に語ることは依然タブーであった。もちろん、その後はこの本が発禁処分を解かれ、中国社会を理解するうえで欠かせない重要な文献と広く認められている。

〔14〕杜・白編「一九九八」、趙「一九九八」、張・周編「一九九九」、白・宋編「二〇〇二」、李「二〇〇四」、『農村外出務工女性』課題組「二〇〇〇」はそうした研究の過程で生み出された代表的な研究成果である。筆者は二回のシンポジウムにも参加、報告を行ったが、いま振り返ってみると、それらの研究成果が以来の農民工政策の形成に大きな影響を与えたことは紛れもない事実である。

〔15〕二〇〇三年七月改正の「居民委員会組織法」では、都市部の居民区に三年以上住む農民工は当居民区の選挙権、被選挙権をもつと定められた。わずかな進歩だが、評価したい。

#### 参考文献

- 白南生・宋洪遠編 二〇〇二 『回郷、還是進城？——中国農村外出労働力回流研究』中国財政経済出版社。
- 蔡昉・白南生主編 二〇〇六 『中国転軌時期労働力流動』社会科学文献出版社。
- 杜鷹・白南生編 一九九八 『走出鄉村——中国農村労働力流動実証研究』経済科学出版社。
- 葛家賢・屈維英著、武吉次朗訳 一九九三 『盲流——中国の出稼ぎ熱とそのゆくえ』東方書店。
- 郭書田・劉純彬等 一九九〇 『失衡的中国』河北人民出版社。
- 国务院研究室課題組 二〇〇六 『中国農民工調査報告』中国言実出版社。
- 李培林主編 二〇〇三 『農民工——中国進城農民工的經濟社会分析』社会科学文献出版社。
- 李強 二〇〇四 『農民工与中国社会分層』社会科学文献出版社。
- 李実・佐藤宏 二〇〇四 『經濟転型的代価——中国城市失業、貧困、收入差距的經驗分析』中国財政経済出版社。
- 李涛・李真 二〇〇六 『農民工——流動在辺縁』当代中国出版社。
- 陸学芸 二〇〇五 『農民工問題要從根本上治理』中国社会学網。
- 農村固定観察点弁公室編 二〇〇一 『全国農村社会經濟典

型調査データ彙編 一九八六—一九九九年」中国農業出版社。

「農村外出務工女性」課題組 二〇〇〇 『農民流動与性別』中原農出版社。

農業部農村經濟研究中心 一九九九 『中国農村労働力回流研究 案例訪談資料』（非公刊）。

秦暉 二〇〇三 『農民中国——歴史反思与現実選択』河南人民出版社。

王穎 二〇〇五 『中国民工潮——關於打工族生存狀況的調查報告』長征出版社。

姚洋編 二〇〇四 『軌軌中国——審視社会公正和平等』中国人民大学出版社。

余大興・胡小勇 一九九八 『脚下的長路——中国民工現象透析』經濟科学出版社。

張小建・周其仁編 一九九九 『中国農村労働力就業与流動研究報告』中国労働出版社。

趙樹凱 一九九八 『縱横城鄉——農民流動的觀察与研究』中国農業出版社。

鄭念 一九九三 『潮落、潮漲——民工潮透視』中国人民大學出版社。

嚴善平 二〇〇二 『シリーズ現代中国經濟 二 農民国家の課題』名古屋大學出版會。

嚴善平 二〇〇五 a 『中国の人口移動と民工——マクロ・ミクロ・データに基づく計量分析』勁草書房。

嚴善平 二〇〇五 b 『流動する社会 分断化する都市労働市場——人口移動にみる転換期中国の二重構造』『桃山学院

大學総合研究所紀要』第三二卷第二号。

九川智雄 二〇〇二 『シリーズ現代中国經濟 三 労働市場の地殻変動』名古屋大學出版會。

辻井博・松田芳郎・浅見淳之編 二〇〇五 『中国農家における公正と効率』多賀出版。

付録 民工または農民工に関する法規、中央官庁の通達

(新法規速遞 <http://www.law-th.com/law.htm> より作成)

1. 國務院、城市流浪乞討人員收容遣送弁法、一九八二—一五—一二

2. 民政部・公安部、關於進一步做好控制民工盲目外流的通知、一九八九—四—一〇

3. 民政部、關於進一步做好勸阻勸返外流災民工工作的通知、一九九一—一〇—二四

4. 労働部、關於頒布《農村労働力跨省流動就業管理暫行規定》的通知、一九九四—一—一七

5. 労働部、關於認真貫徹國務院會議精神做好一九九六年春節期間組織民工有序流動工作的通知、一九九五—一—二二

6. 國務院弁公庁、転発労働部等部门關於進一步做好組織民工有序流動工作意見的通知、一九九七—一—二五

7. 教育委員會・公安部、流動少年兒童就學暫行弁法、一九九八—三—二二

8. 労働和社会保障部并公庁、關於印發《切實做好災區勞働力就地安置和民工有序流動工作要點》的通知、一九九八—一〇一三〇
9. 労働部法制司、關於加強民工有序流動監察執法工作的通知、一九九九—一一—二三
10. 國務院并公庁、關於切實做好春運期間組織民工有序流動和災區農村勞働力就地安置工作的緊急通知、一九九九—一一—二二
11. 國務院并公庁、關於切實做好春運期間組織民工有序流動工作的通知、二〇〇〇—一一—一一
12. 労働和社会保障部、關於切實做好春節後控制民工盲目外出的緊急通知、二〇〇〇—一二—一三
13. 全人代、立法法、二〇〇〇—一七
14. 労働部并公庁、労働和社会保障部并公庁、關於印發二〇〇一年春運期間組織民工有序流動工作計劃的通知、二〇〇〇—一二—一四
15. 國務院并公庁、關於做好農民進城務工就業管理和服務工作的通知、二〇〇三—一一—五
16. 労働和社会保障部、關於農民工適用労働法律有關問題的復函、二〇〇三—一三—二〇
17. 衛生部、關於下發《對從傳染性非典型肺炎流行地區返鄉民工監測的指導原則》的通知、二〇〇三—一五—一七
18. 全人代、居民身分證法、二〇〇三—一六—二八
19. 國務院、城市生活無着的流浪乞討人員救助管理弁法、二〇〇三—一八—一

20. 農業部・労働部・教育部・科技部・建設部・財政部、二〇〇三—一二—一〇年全国農民工培訓規畫、二〇〇三—一九—九
21. 労働部・建設部、關於切實解決建築業企業拖欠農民工工資問題的通知、二〇〇三—一九—一三〇
22. 國務院并公庁、關於進一步做好進城務工就業農民子女義務教育工作的意見、二〇〇三—一〇—一八
23. 財政部・労働保障部・公安部・教育部・人口計生委、關於將農民工管理等有關經費納入財政預算支出範圍有關問題的通知、二〇〇三—一二—二五
24. 建設部并公庁、關於建立解決拖欠工程款和拖欠農民工工資問題情況報告制度的通知、二〇〇三—一二—三一
25. 衛生部、關於加強民工職業健康保護工作的通知、二〇〇四—一一—二
26. 建設部、關於進一步解決拖欠農民工工資問題的緊急通知、二〇〇四—一二—九
27. 労働和社会保障部、關於農民工參加工傷保險有關問題的通知、二〇〇四—一六—一
28. 労働部・建設部、關於印發《建設領域農民工工資支付管理暫行弁法》的通知、二〇〇四—一九—一六
29. 建設部・國家發展改革委・財政部、關於請按時上報清理拖欠工程款工作進展情況做好清欠農民工工資工作的緊急通知、二〇〇四—一〇—一九
30. 司法部・建設部、關於為解決建設領域拖欠工程款和農民工工資問題提供法律服務和法律援助的通知、二〇〇四—一一—六

31. 最高人民法院、最高人民法院關於集中清理拖欠工程款和農民工工資案件的緊急通知、二〇〇四—一二—二一
32. 建設部、關於做好建設領域農民工法律知識學習培訓工作的通知、二〇〇五—四—七
33. 勞働部·建設部·全國總工會、關於加強建設等行業農民工勞働合同管理的通知、二〇〇五—四—一八
34. 勞働部·建設部·公安部·監察部等、關於進一步解決拖欠農民工工資問題的通知、二〇〇五—九—二
35. 國務院防治艾滋病工作委員會辦公室·中宣部·勞働部等、關於聯合實施全國農民工預防艾滋病宣傳教育工程的通知、二〇〇五—一一—二一
36. 建設部·中華全國總工會、關於進一步改善建築業農民工工作、生活環境切實保障農民工職業健康的通知、二〇〇六—三一—一七
37. 國務院、關於解決農民工問題的若干意見、二〇〇六—三一—二七
38. 國務院、關於同意建立農民工工作聯席會議制度的批復、二〇〇六—三一—三一
39. 勞働和社會保障部、關於實施農民工“平安計畫”加快推進農民工參加工傷保險工作的通知二〇〇六—五一—一七